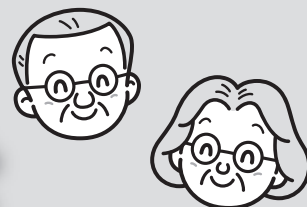


# 後期高齢者医療保険 からのお知らせ



平成26・27年度

## 保険料は 次のようになります!

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額＝被保険者の所得※×所得割率」の合計となり、2年ごとに見直されます。平成26年度及び平成27年度の保険料率は、今日的な医療費の増加等を受けて、次のように改定されましたのでご理解ご協力をお願いします。

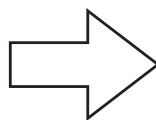


- 1 均等割額は、**年額41,840円となります** (年額で1,170円増加となります)
- 2 所得割率は、**7.99%となります** (0.16ポイント増加となります)
- 3 保険料の賦課限度額(保険料の上限額)が**57万円となります** (年額2万円の増加となります)

改定前

平成24・25年度  
の保険料率

被保険者均等割額 40,670円  
所得割率 7.83%  
賦課限度額(上限) 55万円



改定後

平成26・27年度  
の保険料率

被保険者均等割額 41,840円  
所得割率 7.99%  
賦課限度額(上限) 57万円

※平成26年度の保険料の決定通知書及び納入通知書は、7月中旬に郵送予定です。

## 保険料の計算方法

所得割

(所得金額-33万円) ×  
所得割率 **7.99%**

+

均等割額

被保険者1人あたり  
**41,840円**

=

保険料額

(限度額57万円)  
※100円未満切り捨て

※年金所得のみの方は(年金収入-公的年金等控除額)が所得金額になります。

※問い合わせ先…岐阜県後期高齢者医療広域連合 TEL0575-387-6368  
郡上市役所健康福祉部保険年金課 TEL67-1822